明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔法　律〕
○一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律（七七）　三
○特別職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律（七八）　四三
○国家公務員退職手当法等の一部を改正する法律（七九）　四四
○国会議員の秘書の給与等に関する法律の一部を改正する法律（八〇）　四五
○競馬法の一部を改正する法律（八一）　四五
○裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律（八二）　四六
○検察官の俸給等に関する法律の一部を改正する法律（八三）　四六
○旅館業法の一部を改正する法律（八四）　四七
○特定フィブリノゲン製剤及び特定血液凝固第Ⅸ因子製剤によるC型肝炎感染被害者を救済するための給付金の支給に関する特別措置法の一部を改正する法律（八五）　四七
○防衛省の職員の給与等に関する法律の一部を改正する法律（八六）　四九

〔政　令〕
○原子力利用における安全対策の強化のための核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令（三〇五）　五七
○放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律施行令の一部を改正する政令（三〇六）　五七
○防衛省の職員の給与等に関する法律施行令の一部を改正する政令（三〇七）　五八

〔最高裁規則〕
○裁判官の報酬以外の給与に関する規則の一部を改正する規則（最高裁五）　五八

〔省　令〕
○防衛省の職員の俸給の切替えに関する省令（防衛一四）　五八
○防衛省職員給与施行規則の一部を改正する省令（同一五）　五九

〔規　則〕
○人事院規則九―八（初任給、昇格、昇給等の基準）の一部を改正する人事院規則（人事院九―八―八四）　五九
○人事院規則九―一七（俸給の特別調整額）の一部を改正する人事院規則（同九―一七―一五四）　六一
○人事院規則九―三四（初任給調整手当）の一部を改正する人事院規則（同九―三四―二八）　六一
○人事院規則九―四〇（期末手当及び勤勉手当）の一部を改正する人事院規則（同九―四〇―四八）　六二
○人事院規則九―一二三（本府省業務調整手当）の一部を改正する人事院規則（同九―一二三―三二）　六二
○平成二十九年改正法の施行に伴う給与の支給等の特例（同九―一四三）　六三

〔国会事項〕
官庁事項　六三

〔官庁報告〕
人事院規則二―四（人事院の職員に対する権限の委任）第二項の規定に基づき、人事院規則九―一四三（平成二十九年改正法の施行に伴う給与の支給等の特例）に定める人事院の権限及び所掌事務の一部委任に関し、決定した件（人事院公示二一）　七二

本号で公布された法令のあらまし

◇一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律（法律第七七号）（内閣官房）

一　一般職の職員の給与に関する法律の一部改正関係

1　指定職俸給表を除く全ての俸給表の俸給月額を改定することとした。（別表第一～別表第一〇関係）

2　諸手当の改定

㈠　初任給調整手当について、医師及び歯科医師に対する支給月額の限度額を改定することとした。（第一〇条の四第一項関係）

㈡　勤勉手当について、一二月期の支給割合を一〇〇分の九五（特定管理職員にあっては一〇〇分の一一五、指定職俸給表の適用を受ける職員にあっては一〇〇分の九七・五）に引き上げること等とした。（法第一条の規定による改正後の第一九条の七第二項及び附則第一一項関係）

㈢　勤勉手当について、六月期の支給割合を一〇〇分の九〇（特定管理職員にあっては一〇〇分の一〇〇、指定職俸給表の適用を受ける職員にあっては一〇〇分の九五）に引き上げ、一二月期の支給割合を一〇〇分の九〇（特定管理職員にあっては一〇〇分の一一〇、指定職俸給表の適用を受ける職員にあっては一〇〇分の九五）に引き下げること等とした。（法第二条の規定による改正後の第一九条の七第二項関係）

二　一般職の任期付研究員の採用、給与及び勤務時間の特例に関する法律の一部改正関係

1　第一号任期付研究員に適用する俸給表の一号俸及び二号俸並びに第二号任期付研究員に適用する俸給表の俸給月額を改定することとした。（第六条関係）

2　期末手当の改定

㈠　一二月期の支給割合を一〇〇分の一六七・五に引き上げることとした。（法第三条の規定による改正後の第七条第二項関係）